

臨時開催決定

フルハーネス墜落制止用器具特別教育のご案内

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関する災害が発生しています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数個所で保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

厚生労働省では、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化することとなりました。

政令は、2019年（平成31年）2月1日から施行となります。

お客様のご要望により追加で臨時開催を致しますので、受講ご希望の方はお早めにご予約ください。

政令等の改正

- ◆「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）
- ◆墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）
- ◆特別教育（安衛則第36条、特別教育規定第24条）

開催日

令和7年11月19日（水）6時間

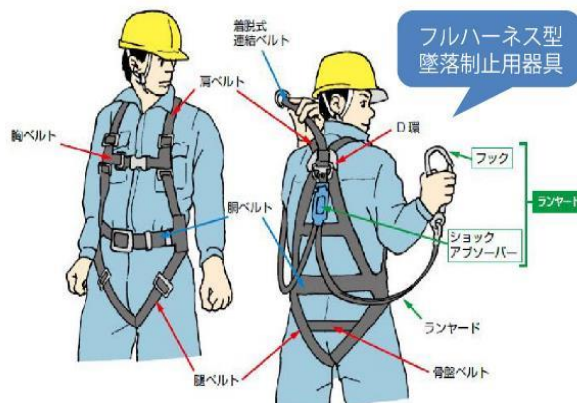
注）弊教習センターでは一部免除のコースは開催しておりません。

場 所

キャタピラー教習所(株) 新潟教習センター

概 要

- 受講料／14,000円（テキスト代、税込） ●受講対象／満18歳以上
- 定員／20名 ●ネット又は電話でお申込み下さい。※定員になり次第締め切らせて頂きます。



新潟労働局長登録教習機関

新潟教習センター

COT キャタピラー教習所
CATERPILLAR OPERATOR TRAINING LTD.

〒950-1195

新潟県新潟市西区山田2307-108

【お問い合わせ先】

T E L : 025-232-7611
F A X : 025-232-7612